

官報 号外 昭和三十九年六月上

昭和三十九年六月十二日

昭和三十九年六月十一日(金曜日)

午前十時二十九分開講

卷之三

聖上書 第二十一

辛前十詩附議

## 第一 地方公務員共済組合法等の

一部を改正する法律

出衆議院回付

第二 中小企業退職金共済法の一

卷之三

三、宋牛軋劉蕡

衆議院送付

第四 地方自治法等の一部を改正

する法律案（内閣提出、衆議院）

送付

第五 增力行政通緝令議法案

關學

十二、去律案（內閣提出、衆議院

送付

第七 労働省設置法の一部を改正

する法律案

送付

第六章

卷之三

通鑑

案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十九年六月十二日 参議院会議録第二十七号 議長の報告

十九年六月十二日	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した。衆議院に通知した。
道建設 法律案	農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案
路整備 法律案	同日本院は、衆議院議員淡谷怒藏君、同館林三喜男君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、参議院議員白井勇君及び森八三君が米価審議会委員に就くことができるとして承認した旨内閣に通知した。
一、日程第十一 奧地等産業開発道 法の一 部を改正する法律案	同日本院は、中央更生保護審査会委員に藤野庄蔵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、日程第十二 日本電信電話公社 法の一 部を改正する法律案	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る一日内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗説を省略いたします。	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る四日議長において、左の常任委員の辞任を承認した旨回答した。
去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
地方行政委員 永岡 小柳 光治君 農林水産委員 通信委員 光村 甚助君 建設委員 北村 嘉助君 農林水產委員 運送委員 光村 嘉助君 建設委員 北村 嘉助君 農林水產委員 水岡 勇君 建設委員 小柳 勇君	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
災害対策特別委員 野田 後作君 法の一部 災害対策特別委員 森部 隆輔君	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
法の一部 法の一部 法の一部	同日本院は、内閣總理大臣から議長宛、去る二日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男君は同官房審議官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

社会労働委員会	農林水産委員会	通商委員会	予算委員会
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
社会労働委員会	農林水産委員会	通商委員会	予算委員会
農林水産委員会	農林水産委員会	通商委員会	通商委員会
商工委員	商工委員	通信委員	通信委員
通信委員	通信委員	予算委員	予算委員
予算委員	予算委員	同	同
監罰委員	監罰委員	同	同
理事 二木 謙吾君（二木謙吾君 の補欠）	理事 二木 謙吾君（二木謙吾君 の補欠）	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君
社会労働委員会	社会労働委員会	同日委員会において当選した理事は左の通りである。	同日委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 藤原 道子君（藤田藤太郎 君の補欠）	理事 藤原 道子君（藤田藤太郎 君の補欠）	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君
通信委員会	通信委員会	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君
理事 安井 謙君（松平勇雄君 の補欠）	理事 安井 謙君（松平勇雄君 の補欠）	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君
奥地等産業開発道路整備臨時措置法案	奥地等産業開発道路整備臨時措置法案	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君	監罰委員 基 佐藤 重雄君 村尾 恒雄君

官 報 (号 外)

2





七 納付に關する事項
八 掛金に關する事項
九 地方団体關係団体職員共済組合審査会に關する事項
十 資産の管理その他財務に關する事項
十一 その他組織及び業務に關する重要事項

第百七十九条 団体共済組合に、運営審議会を置く。
二 運営審議会は、委員十人以内で組織する。
三 委員は、自治大臣が団体共済組合の組合員（以下「団体共済組合員」という。）のうちから命ずる。
四 自治大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、団体共済組合の業務について広い知識を有する者の中から命じなければならない。この場合においては、一部の者の利益に偏ることのないよう、相当の注意を払わなければならない。
五 登記

第六十条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。
一 定款の変更
二 運営規則の変更
三 每事業年度の事業計画並びに予算及び決算
四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
五 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて団体共済組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
六 役員
七 团体共済組合及び運営審議会に關する事項
八 地方団体關係団体職員共済組合審査会に關する事項
九 資産の管理その他財務に關する事項
十 その他組織及び業務に關する重要事項

（役員の職務）
第一百八十二条 理事長は、団体共済組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。
第一百八十三条 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。
第一百八十四条 理事長が、自治大臣の認可を受けて任命する。
（役員の任期等）

（役員の解任）
第一百八十五条 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
三 監事は、団体共済組合の業務を監査する。
（役員の任命）
第一百八十六条 団体共済組合と理事長（第一百八十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が団体共済組合を代表する。
（運営規則）
第一百八十七条 団体共済組合は、

（事業年度）
第一百八十八条 団体共済組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（事業計画及び予算）
第一百八十九条 団体共済組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、自治大臣の認可を受けなければならぬ。
（決算）

（事業計画及び予算）
第一百九十条 団体共済組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
（決算）
第一百九一条 団体共済組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後二月以内に自治大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。
（承認）

（承認）
第一百九十二条 団体共済組合は、
（承認）
第一百九十三条 团体共済組合は、前項の承認を受けたときは、同項の書類を事務所に備え付け、団体共済組合員の閲覧に供しなければならない。
（閲覧）

官 報 (号 外)

### (借入金の制限)

借入金をしてはならない。ただ成  
し、団体共済組合の目的達成  
するため必要な場合において、  
自治大臣の承認を受けたとき  
は、この限りでない。

**第一百九十二条** 団体共済組合は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

第一百九十三条 団体共済組合の業務上の余裕金は、政令で定める

な方法により運用しなければならない。

### (自治省令への委任)

務その他その運営に関する必要  
な事項は、自治省令で定める。

第二節 団体共済組合員

組合（以下「団体等」という。）に  
使用される者で、団体等から給  
料を受けるもの（役員、常時勤

**第二条第二項**

前項第二号又は第三号

前項第三号

10

その給付に要した費用に相当

第四十八條第二項

給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）

給付金

第二条第二項	前項第二号又は第三号
第四十七条	弔慰金、遺族年金
第四十八条第二項	前項第二号
料に係る給付金を除く。)	遺族年金

務に服することを要しない者、及び臨時に使用される者を除き、以下「団体職員」という。は、すべて団体共済組合員とする。

2 団体等に使用される者で、地方公務員の場合における休職の事由に相当する事由により地主公務員の場合における休職に相当する扱いを受けたものは、前項の規定の適用については、常時勤務に服することを要する者とみなす。

(団体共済組合員の資格の得喪)

第一百九十六条 団体職員となつた者は、その団体職員となつた日から、団体共済組合員の資格を取得する。

(団体共済組合員期間の計算)  
第百九十七条 団体共済組合員である期間(以下「団体共済組合員期間」という。)の計算は、団体共済組合員の資格を取得した日からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。  
2 団体共済組合員がその資格を喪失した後再び団体共済組合員の資格を取得したときは、前後の団体共済組合員期間を合算する。  
ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた団体共済組合員期間を含む。)について、この限りでない。  
3 前項の場合において、同じ月が前後の団体共済組合員期間に属するときは、その月は、後の団体共済組合員期間には算入しない。

(団体共済組合の給付)  
第一百九十八条 団体共済組合は、この章に定めるところにより、団体共済組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、次に掲げる給付を行なうものとする。  
一 退職給付  
二 廃疾給付  
三 遺族給付  
(給料)  
第一百九十九条 この章において「給料」とは、団体共済組合員が、勤務の対價として受ける給与で、第二条第一項第五号に規定する給料に相当するものをいり。  
(給付額の算定の基準となる給料)  
第二百十条 給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の属する月以前の団体共済組合員であつた期間三年間ににおける掛金の標準となつた給料の総額を三十六(当該三年間における所定の期間の月数)で除し

て得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

(公課の禁止)

第二百一条 租税その他の公課は、団体共済組合の給付として支給を受ける金額を標準として、課することができない。ただし、退職給付については、この限りでない。

(準用規定)

第二百二条 この節に規定するものほか、第一百九十八条に規定する給付については、第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条第一項、第四十五条から第五十一条まで(第四十八条第一項及び第四十九条第二項を除く)、第七十四条から第九十九条まで、第一百八条、第一百九条、第一百十一条並びに別表第二から別表第五までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条第一項	給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るもの）を除く。	給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	給付を受ける権利を有する者（次項において同じ。）	給付を受ける権利を有する者（この法律（第十一章及び第十二章を除く。）に基づく給付）	給付を受ける権利を有する者（退職給付又は休業手当金）	給付	給付事由
第五十一条							
第七十四条	長期給付						
第七十五条	百分の七十						
第八十六条第一項第一号	第八十六条第二項	第八十七条第二項	第八十八条第二項	第七十九条第二項	第七十条第一項	第七十九条第一項	第八十九条第二項
第八十六条第一項第二号	公務	公務	公務	百分の六十	百分の七十	百分の七十	公務
第八十七条第一項及び第二項	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務
第八十八条第一項及び第二項	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務
第八十九条第一項及び第二項	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務

昭和三十九年六月二十一日 参議院会議録第二十七号 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

第三項 五項 第九十三条第一項第四	第八十六条第二項	公務傷病 業務傷病	業務 業務補償
	療養補償若しくはこれに相当する補償	打切補償若しくはこれに相当する補償	打切補償
	「当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けている者にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受けた日から起算して三年を経過した時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他の者にあつては、当該傷病につき最初に医師若しくは歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した時又は当該傷病がな	「当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けている者にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受けた日から起算して三年を経過した時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他の者にあつては、当該傷病につき最初に医師若しくは歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を	
	開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者にあつては、「療	開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者にあつては、「療	

昭和三十九年六月十二日 参議院会議録第二十七号 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

第八十六条第三項		地方公務員共済組合審査会		地方団体関係団体職員共済組合審査会		おつた時のどちらか早い時	
第九十八条第五項	長期給付	公務傷病	業務傷病	第八十九条第五項	給付	業務	業務傷病
第九十二条第一項	公務 障害補償若しくはこれに相当する補償	業務 障害補償	業務	公務 障害補償若しくはこれに相当する補償	給付	業務	業務傷病
第九十二条第一項の規定により 繼續してこれらの給付を受け ている場合においては、これ らの給付の支給開始後三年を 経過するまでの間になおつ た時	療養の給付又は療養費の支給 開始後三年を経過しない組合 員がその資格を喪失した後第 六十一条第一項の規定により 繼續してこれらの給付を受け ている場合においては、これ らの給付の支給開始後三年を 経過するまでの間になおつ た時	当該傷病につき健康保険の療 養の給付又は療養費の支給を 受けている者にあつては、最 初に健康保険の療養の給付又 は療養費の支給を受ける診療 を受けた日から起算して三年 を経過するまでの間になおつ た時、その他の者にあつて は、当該傷病につき最初に医 師又は歯科医師の診療を受け た日から起算して三年を経過 するまでの間になおつた時	当該傷病につき健康保険の療 養の給付又は療養費の支給を 受けている者にあつては、最 初に健康保険の療養の給付又 は療養費の支給を受ける診療 を受けた日から起算して三年 を経過するまでの間になおつ た時、その他の者にあつて は、当該傷病につき最初に医 師又は歯科医師の診療を受け た日から起算して三年を経過 するまでの間になおつた時	第九十二条第一項	給付	業務	業務傷病





（一）三十七年法 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第一号）による改正前の地方公務員共済組合法をいう。

第一條中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」とし、「及び共済年金」を「、共済年金及び地方団体関係団体職員共済組合が行なう給付」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「」の法律の下に「(第十三章及び第十三章の二を除く。以下第十二章までにおいて同じ。)」を加え、同項第一号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

付」に改める。  
附則第四十七条第二項中「地方年金及び団体共済組合が行なう給付」に改める。

付に要する費用は、同項の規定にかかるらず、自治大臣が定める日までの間は、自治大臣の告示する費用をもつて当該給付に要する費用とする。

（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のよう改定する。

題名を次のように改める。

地方法規等共済組合法の長期給付等に関する施行法

「以下」を「第十三章 互助会の  
下」に改め、同項第十号中「以下同  
じ」を「第十三章及び第十三章の二  
を除き、以下同じ」に改め、「新  
法附則第三十一条の規定により市  
町村職員共済組合の組合員とな  
り、引き続きその組合員である者  
を含む。」を削り、同条に次の一  
項を加える。

4 前項の規定の適用について  
は、恩給に関する法令の改正に  
伴い、自治省令で定める日まで  
になされた退職年金条例の改正  
で、政令で定める基準に従い次  
に掲げる規定に相当する規定を  
当該退職年金条例に設けるもの  
は、同項に規定する昭和三十七  
年一月一日以後になされた退職  
年金条例の改正に該当しないも  
のとする。

「以下」を「第十三章の二」を除き、「以下」に改め、同項第十号中「以下同じ」を「第十三章及び第十三章の二」を除き、「以下同じ」に改め、「新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となり、引き続きその組合員である者を含む。」を削り、同条に次の二項を加える。

題名を次のように改める。  
地方公務員等共済組合法の  
長期給付等に関する施行法

二十一 案及び第四十二条

三 法律第百五十五号附則第四  
十四条

四 法律第百五十五号附則第四  
十三条

十三条の二

第三条第一項中「新法による」を「三十七年法による」に改め、同条第二項中「新法が」を「三十七年法が」に改め、同項第二号中「新法による」を「三十七年法による」に改める。

第三条の二中「新法が」を「三十七年法が」に改める。

第三条の三第一項に次の一号を加える。

四 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律  
(昭和三十九年法律第 号)  
による改正前の恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百十四号)附則等  
三条の規定に相当する恩給組合条例の規定は、当該恩給組合条例の規定は削除されたものとする。

第三条の三に次の一項を加える。

三 恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた者  
うち法律第百五十五号附則第十三条の二に規定する外國特務機関職員により、当該外國特殊機関職員として勤務していた期間をそ  
者の当該恩給組合条例による

(昭和三十九年法律第号) 法律等の一部を改正する法律  
による改正前の恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百四号)附則等  
七年法律第百十四号)の規定に相当する恩給組合条例の規定は、削除されたものとする。  
第三条の三に次の一項を加える。

第三項中「新法による」に改め、同項第二号中「新法による」を「三十七年法による」に改め、同項第三号中「新法による」を「三十七年法による」に改める。

第三条の二中「新法が」を「三十七年法が」に改める。

第三条の三第一項に次の一号を加える。

四 恩給法の一部を改正する法律

例在職年の計算上年金額併用期間に加えるものとする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第三条の四に次の二項を加える。

2 前項において準用する年金額改定法第三条第二項及び第四項並びに第五条の規定が改正された場合における前項の規定の適用について必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

第五条の次に次の二項を加える。

第五条の二 第二条第四項に規定する退職年金条例の改正により、更新組合員又はその遺族が新たに退職料又はこれに基づく退職年金条例の遺族年金を受け取る権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日前において当該退職料を受ける権利を有していたものとみなして、当該退職料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利をもつたる者として前条第二項本文の規定を適用する。

第七条第一項第一号ニ中「次条」を「第八条」に改める。

2 第七条の二に次の二項を加える。

2 恩給組合条例の適用を受けたいた年金条例職員であつた者は新組合員が法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する國特殊機関職員として勤務したものであるときは、同条の規定の例により政令で定めるところ。

新たに退職料又はこれに基づく  
退職年金条例の遺族年金を受け  
る権利を有することとなつたと  
きは、当該更新組員は施行日  
の前日において当該退職料を受  
ける権利を有していたものとみ  
なして、当該退職料又は退職年  
金条例の遺族年金を受ける権利  
について前条第二項本文の規定

並ては第五条の規定が適用されず、第五条の規定による退職年金条例の改正によつて、前項の規定の適用について必要な経過措置に関する場合は、政令で特に定めるものと除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

員として勤務していた期間を当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。ただし、第三条の三第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられた期間については、この限りでない。

第十条に次の二号を加える。

四 職員又は第百三十二条第一項に規定する国の職員等であつた者（職員又は同項に規定する国の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。）で、法律第五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後職員となつたものの当該特殊機関に勤務していった期間（当該外國政府又は法人に勤務していた者については、当該外國政府又は法人に勤務していった期間を含む。）のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十一條第一項第五号中「及び第百十一条第一項第一号」を、第一百一一条第一項第一号及び第十三章の二」に改める。

第二十条第一項中「以下同じ」を







くは第二十六条第二項の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなるものが、施行日から六十日以内に、当該市町村職員共済組合に対してこれらの中の年金を受けることを希望する旨の申出をしたときは、その者は、同法の長期給付に関する規定の適用についておいては、その者については、第一百四十三条の二第一項第二号の規定を適用しないものとする。

(再就職者の取扱い)

第一百四十三条の十八 第一百四十三条の二から第一百四十三条の四まで、第一百四十三条の十及び第一百四十三条の十三から第一百四十三条の十五までの規定は、団体共済更新組合員であつた者で再び団体共済組合員となつたものについて準用する。

(再就職者に係る退職年金等の額に関する特例)

第一百四十三条の十九 団体共済更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第一百四十三条の六の規定の適用を受け、その後再び団体共済組合員となつたもの

たものに対する前条において準用する第百四十三条の三第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号、同項第三号又は同項第四号の金額は、これららの規定により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第百四十三条の六第一号の期間の年数一年につき退職手当の給料年額の百分の〇・六に相当する金額

二 第百四十三条の六第二号の期間の年数一年につき退職手当の給料年額の百分の〇・七五に相当する金額

三 第百四十三条の六第三号の期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

四 第百四十三条の六第四号の期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

前項に規定する者について、前条の規定により第百四十三条の四第一項若しくは第二項又は第四十四条の十五の規定を適用する場合には、これらの規定に規定する金額は、当該金額

3 第一項に規定する者について、新法第二百二条において規定する新法第八十七条第三項の規定を適用する場合には、同中「第七十八条第三項第一号は第二号」とあるのは、「地方務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）第一百四十九条の十九第一項各号又は第二条において準用する第七十二条第三項第二号」とする。

(期間計算の方法)

第一百四十三条の二十一 新法第二百二十七条の規定は、この章の規定による給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出に係る期間の計算について準用する。  
(厚生年金保険の被保険者でつた期間等の取扱い)

第一百四十三条の二十一 第二百四十三条の二第一項第一号の期間有する団体共済更新組合員の項目の規定により団体共済組合会期間に算入された同号の期間は、施行日以後における厚生年金保険法の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険の被保険者とされている金額を控除した額とする。

なかつたものとみなす。  
2 第百四十三条の二第一項第二号の期間を有する団体共済更新組合員の同項の規定により団体共済組合員期間に算入された同号の期間は、施行日以後における新法及びこの法律の規定の適用については、旧市町村共済法の退職給付、雇用給付及び遣族給付又は新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者でなかつたものとみなす。

3 この章の規定により団体共済更新組合員の同号の期間に係る部分を、政令で定めるところにより、団体共済組合に移換するものとする。

この章の規定により団体共済更新組合員について生ずる団体共済組合の追加費用については、第百三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国又は地方公共団体」とあるのは、「新法第百七十四条第一項に規定する団体」と、同条第二項中「組合又は連合会」とあるのは、「団体共済組合」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第百四十三条の二十三 この章に規定するもののほか、新法第十二章及びこの章の団体共済組合が行なら給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

別表第二の次に次の二表を加え

別表第三

期	間	日	數
六月以上一年未滿		一〇日	
一年以上一年六月未滿		二〇日	
一年六月以上二年未滿		三十日	
二年以上二年六月未滿			四〇日
二年六月以上三年未滿			五〇日
三年以上三年六月未滿			六〇日
三年六月以上四年未滿			七〇日
四年以上四年六月未滿			八〇日

四年六月以上五年未満	九〇日
五年以上五年六月未満	一〇〇日
五年六月以上六年未満	一一〇日
六年以上六年六月未満	一二〇日
六年六月以上七年未満	一三〇日
七年以上七年六月未満	一四〇日
七年六月以上八年未満	一五〇日
八年以上八年六月未満	一六〇日
八年六月以上九年未満	一七〇日
九年以上九年六月未満	一八〇日
一〇年以上一〇年六月未満	一九〇日
一〇年以上一〇年六月未満	二〇〇日
一〇年以上一一〇年六月未満	二一〇日
一一〇年以上一二〇年六月未満	二二〇日
一二〇年以上一二一年六月未満	二三〇日
一二〇年以上一二二年六月未満	二四〇日
一二〇年以上一二三年未満	二五〇日
一二〇年以上一二四年未満	二六〇日
一二〇年以上一二五年未満	二七〇日
一二〇年以上一二六年未満	二八〇日
一二〇年以上一二七年未満	二九〇日
一二〇年以上一二八年未満	三〇〇日
一二〇年以上一二九年未満	三一〇日
一二〇年以上一二〇年未満	三二〇日
一二〇年以上一二一年未満	三三〇日
一二〇年以上一二二年未満	三四〇日
一二〇年以上一二三年未満	三五〇日
一二〇年以上一二四年未満	三六〇日
一二〇年以上一二五年未満	三七〇日
一二〇年以上一二六年未満	三八〇日
一二〇年以上一二七年未満	三九〇日
一二〇年以上一二八年未満	四〇〇日

別表第四

期	閏	日	数
六月以上一年未満		一〇日	
一年以上一年六月未満		二〇日	
一年以上二年未満		三二日	
二年以上二年六月未満		四五日	
二年六月以上三年未満		五七日	
三年以上三年六月未満		七〇日	
三年六月以上四年未満		八二日	
四年以上四年六月未満		九五日	
四年六月以上五年未満		一〇七日	
五年以上五年六月未満		一二〇日	
五年六月以上六年未満		一三一日	
六年以上六年六月未満		一四五日	
六年六月以上七年未満		一五七日	
七年以上七年六月未満		一七〇日	
七年六月以上八年未満		一八二日	
八年以上八年六月未満		一九五日	
八年六月以上九年未満		二〇七日	
九年以上九年六月未満		二二〇日	
九年六月以上一〇年未満		二三二日	

一〇年以上一〇年六月末満	一四五日
一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一一年六月末満	二七〇日
一二年以上一二年未満	二八二日
一二年以上一二年六月末満	二九五日
一二年六月以上二三年未満	三〇七日
一三年以上二三年六月末満	三一〇日
一四年以上一四年六月末満	三一五〇日
一四年六月以上一五年未満	三三三五日
一四年六月以上一五年未満	三六五日
一五年以上一五年六月末満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五日
一六年以上一六年六月末満	四一〇日
一七年以上一七年未満	四二七日
一七年六月以上一八年未満	四四五日
一八年以上一八年六月末満	四五二日
一八年六月以上一九年未満	四八〇日
一九年以上一九年六月末満	五一五日
一九年六月以上二〇年未満	五三二日
一五年以上一五年六月末満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五日
一六年以上一六年六月末満	四一〇日
一七年以上一七年未満	四二七日
一七年六月以上一八年未満	四四五日
一八年以上一八年六月末満	四五二日
一八年六月以上一九年未満	四八〇日
一九年以上一九年六月末満	五一五日
一九年六月以上二〇年未満	五三二日

社会労働  
委員長 藤田藤太郎

要領書  
參議院議長重宗雄三殿

本法律案は、中小企業退職金共

済制度について、適用事業主の範

囲を拡大し、掛金月額の最高額を

引き上げ、中小企業退職金共済事

業団による中小企業者等に対する

還元融資制度を創設する等その合

理化を図るとともに、建設業その

他の特定の業種に属する事業に期

周を定めて雇用される従業員に関

しその特例を定めたものであつ

て、妥当な措置と認める。

なお 刑紙のとおり附帯決議を行なつた。

一、費用 本法施行に要する経費は、三千

万円で昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

(施行政期)

第一条 この法律は、昭和三十九年

十月一日(以下「施行日」という。)

から施行する。ただし、次条第一

項から第四項までの規定は、公布

の日から施行する。

「設立委員」という。)を指名しなければならない。

2 設立委員は、昭和三十九年八月三十一日までに、改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の地方公務員等共済組合法」という。)第一百七十五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、及び自治省令で定めるところにより運営規則を定め、並びに行法第一百二十五条第五項で準用する場合、同法第一百二十七条第四項で準用する場合(以下「一百二十五条第五項で更に準用する場合及び同法第一百二十七条第四項で準用する場合」)において準用すべき後の一項で規定する月以後の掛金及び負担金について適用し、該月の属する月前の掛金及び負担金については、なお、従前の例による。

3 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

4 自治大臣は、昭和三十九年七月三十一日までに地方團体関係団体職員共済組合の設立

5 地方団体関係団体職員共済組合(以下「この条において「団体共済組合」という。)は、第三項の規定によると告示があつたときは、施行日三十日までに、改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の地方公務員等共済組合法」という。)第一百七十五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、及び自治省令で定めるところにより運営規則を定め、並びに行法第一百二十五条第五項で準用する場合、同法第一百二十七条第四項で準用する場合(以下「一百二十五条第五項で更に準用する場合及び同法第一百二十七条第四項で準用する場合」)において準用すべき後の一項で規定する月以後の掛金及び負担金について適用し、該月の属する月前の掛金及び負担金については、なお、従前の例による。

6 第四項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、団体共済組合の成立の日において、団体共済組合の理事長及び監事となるものとする。

7 団体共済組合の設立に要する費用は、団体共済組合が負担するものとする。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月四日

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改

正する法律案

本法律案は、昭和三十九年六月四日

参議院議長重宗雄三殿

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は衆議院の修正に同意することに決しました。

企業退職金共済法の一部を改正する法律案、

日程第三、母子福祉法案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社

会労働委員長藤田藤太郎君。

昭和三十九年六月四日



第六十条第三項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十一条中「第三十二条」の下に「又は第六十六条」を加え、同条を第一百五条とする。

第七十条中「事業團」の下に「又は組合」を、「職員」の下に「(第六号に該当する場合にあつては、第四十六条第一項又は第七十六条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。)」を加え、

同条第二号中「第一項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第一項」の下に「(又は第七十五条第一項)」を加え、同条第四号中「第三項」を第四項(これらの規定を第七十八

条とし、第六十四条から第六十六条までを三十四条ずつ繰り下げる。  
第六十三条第一項中「退職金共済契約」の下に「又は特定業種退職金共済契約」を加え、同条を第九十七条とし、第六十二条を第九十六条とし、第六章を第八章とし、第六章を第八章とし、第六十一条を第九十五条とし、第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

## 第五章 特定業種において期間を定めて雇用される者に関する特例

### 第一節 通則

(退職金共済制度の特例)

第六十一条 第三条第三項第一号に

「(第二号中「第二項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六号中「第一項」の下に「(又は第七十五条第一項)」を加え、同条第六号中「第一項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号中「第二項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第一百四

条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号中「第二項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第一百三

(目的)  
第六十三条 組合は、この章の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて特定業種に属する事業を営む中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行なうこととする。

第六十四条 組合は、法人として、特定業種ごとに、全国を通じて一個の(法人格及び敷数)

第六十五条 組合は、法人として、特定業種ごとに、全国を通じて一個の(法人格及び敷数)

第六十六条 組合は、必要な地に従事する事業者に係る特例的退職金共済制度に該当する者として特定業種に属する事業を営む中小企業者に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者に係る特例的退職金共済制度については、この章の定めるところによること。

第六十七条 特定業種退職金共済契約の名称使用の制限

第六十八条 特定業種退職金共済契約の認可

第六十九条 前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、組合の理事長又は監事となるべき者は、組合の理事長となるべき者を指名するものとする。

第七十条 前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、組合の理事長となるべき者を指名するものとする。

第七十一条 組合に、役員として、理事長一人、理事五人以上及び監事二人以内を置く。

第七十二条 理事長、理事二人及び監事一人以外の役員は、非常勤とする。

第七十三条 理事長は、組合を代表し、その業務を總理する。

第七十四条 理事長、理事は、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第七十五条 監事は、組合の業務を監査する。

3 労働大臣は、設立委員会を命じて、組合の設立に関する事務を処理させるものとする。

4 設立委員会は、定款並びに最初の事業年度の予算及び事業計画を作成して、労働大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員会は、前項の認可を受けたときは、組合員となろうとする者(当該特定業種に属する事業を営む中小企業者に限る)を募集しなければならない。

6 設立委員会は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、労働大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

7 第五項の規定による募集に応じた者は、組合の成立の時において、組合員となる。この場合において、その者と組合との間には特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。

8 前項の特定業種退職金共済契約は、組合が第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

9 設立委員会は、第六項の認可を受けたときは、その日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

10 被共済者に関する事項

11 評議員会に関する事項

12 業務及びその執行に関する事項

13 退職金に関する事項

14 財務及び会計に関する事項

15 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

16 設立委員会は、第六項の認可を受けたときは、その日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

17 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

18 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、組合の理事長となるべき者を指名するものとする。

19 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

20 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、組合の理事長となるべき者を指名するものとする。

21 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

22 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

23 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

24 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

25 第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

26 設立の登記をしなければならない。

27 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

28 第七十五条 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

29 (定款)  
30 一 目的  
31 二 名称  
32 三 事務所の所在地  
33 四 組合員に関する事項  
34 五 役員に関する事項  
35 六 評議員会に関する事項  
36 七 業務及びその執行に関する事項  
37 八 被共済者に関する事項  
38 九 退職金に関する事項  
40 十 掛金に関する事項  
41 二十一 財務及び会計に関する事項  
42 二十二 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

33 第六十三条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常は、同条第九項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常は、政令で定めるところにより、

34 第六十九条 前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、組合の理事長となるべき者を指名するものとする。

35 第七十一条 組合に、役員として、理事長一人、理事五人以上及び監事二人以内を置く。

36 第七十二条 理事長、理事二人及び監事一人以外の役員は、非常勤とする。

37 第七十三条 理事長は、組合を代表し、その業務を總理する。

38 第七十四条 理事長、理事は、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

39 第七十五条 監事は、組合の業務を監査する。



6 日から六ヶ月を経過しない者である場合その他の労働省令で定める正当な理由がある場合を除き、その締結を拒絶してはならない。

7 共済契約者は、前項の規定により同項に規定する者の範囲を拡大しようとする場合において、現にその者が雇用する従業員のうちにその範囲の拡大により被共済者とならないこととなる者があるときは、これらの者の四分の三以上の同意を得なければならない。ただし、これらの者に係る掛金の納付を継続することが著しく困難であると労働大臣が認めたときは、この限りでない。

(解除)

第八十二条 組合又は共済契約者は、次項又は第三項に規定する場合を除いては、特定業種退職金共済契約を解除することができない。

2 組合は、次の各号の一に該当する場合には、特定業種退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

1 共済契約者が、労働省令で定める期間について、その期間中に納付すべき掛金の総額のうち

労働省令で定める割合に相当す

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。  
とき (労働省令で定める正当な理由がある場合を除く)。

三 共済契約者が当該特定業種に属する事業の事業主でなくなりたとき。

3 共済契約者は、次の各号の一に該当する場合には、特定業種退職金共済契約を解除することができる。

一 被共済者の四分の三以上の同意を得たとき。

二 掛金の納付を継続することと著しく困難であると労働大臣が認めたとき。

(退職金)

第八十二条 組合は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数 (当該被共済者に係る特定業種掛金共済契約に基づき掛金の納職金共済契約に基づき掛金の納付月数があつたすべての日数 (その者すでに退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎とつた日数を除く)) を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数換算したもの) をいう。以下同じ。

に応じて、退職金を支給する。

だし、特定業種掛金納付月数が十六月に満たないときは、このりでない。

一 死亡したとき。

二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれか該当するとき。

イ 死亡したとき。

ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき。その他労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

三 前号ロ又はハに該当した後掛職したとき。

2 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき(前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。)又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものとみなす。

3 被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めないで雇用されたるに至つたときは、その者は第一項第二号ハに該当したるものとみなす。

4 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。

5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額を算定する方法を參照して、政令で定める。

(掛金)

第八十三条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、十円以上百円以下の範囲において、定款で定める。

3 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。

4 挂金の日額は、特定業種ごとに、单一の金額でなければならぬ。

5 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつと、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

6 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他の掛金の納付に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(元請負人の事務処理)

第八十四条 事業が數次の請負によつて行なわれる場合の元請負人が、下請負人の委託を受けて、特定業種退職金共済契約の締結その他特定業種退職金共済契約に關して下請負人が行なうべき事務を処理する場合におけるその事務の処理に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(退職金共済手帳の交付)

第八十五条 組合は、共済契約者から請求があつたときは、退滞なく、退職金共済手帳を交付しなければならない。

2 共済契約者は、その者が現に雇用する従業員が被共済者となつたとき、又は新たに従業員を雇用することによつて当該従業員が被共済者となつたときは、当該被共済者に対し、退滞なく、退職金共済手帳を交付しなければならない。ただし、現に退職金共済手帳を所持している者については、この限りでない。

**第八十六條** 共済契約者は、新たに従業員を雇用するに当たつては、その者に対し、その者が被共済者となるかどうかを告知しなければならない。

**2 事業主は、共済契約者でなくなりたときは、遅滞なく、その旨を、各作業場の見易い場所に掲示する等の方法により被共済者でなくなつた者に周知させなければならぬ。その現に雇用する被共済者である従業員の全部又は一部が、第八十条第三項又は第六項の規定により被共済者でなくなつたときも、同様とする。**

(届出)

**第八十七条** 共済契約者は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者でない事業主となつたときは、遅滞なく、その旨を組合に届け出なければならない。

(準用)

**第八十八条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第三項、第十一项、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十二条、第二十三条、第二十四条第三项、第二十五条及び第二十七条规定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第七条第一项、第十条第三项、第十七条及び第二十七条中「事業團」とあるのは「組合」と、第十一条第一项中「前条第一项」とあるのは「第八十二条第四项」と読み替えるものとする。**



（労働省設置法の一部改正）

第七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十二号）の一部を次

のようによる改正する。

特定業種退職金共済組合」を加える。

第八条 地方税法（昭和二十五年法）  
律第二百二十六号の一部を次の

「田」の下に「及び特定業種退職金掛  
済組合」を加える。

百一十六号) の一部を次の如く

年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

種退職金共済組合」を加える。  
（地方税法の一部改正）

### 第七十一條の五第一項第四号中

## 第九条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第

「第二項」を「第十項第一項」に改める。

金額	月数	月
一〇〇円		一月
二〇〇円		二月
三〇〇円		三月
四〇〇円		四月
五一〇円		五月
六一〇円		六月
七一〇円		七月
八一〇円		八月
九一〇円		九月
一〇一〇円		一〇月
一一二〇円		一一月
一二三〇円		一二月
一三四〇円		一三月
一四五〇円		一四月
一五五〇円		一五月
一六六〇円		一六月
一七八〇円		一七月
一八八〇円		一八月
一九九〇円		一九月
二一〇〇円		二〇月

一一一、一一〇円	二月
一一三、一〇円	三月
一一四、三〇円	三月
一一五、五〇円	四月
一一六、六〇円	五月
一一七、七〇円	六月
一一八、九〇円	七月
一一〇、〇〇円	八月
一一一、一〇円	九月
一一二、三〇円	十月
一一三、五〇円	十一月
一一四、七〇円	十二月
一一五、八〇円	正月
一一七、〇〇円	二月
一一八、二〇円	三月
一一九、四〇円	四月
一一一、八〇円	五月
一一一、六〇円	六月
一一一、三〇円	七月
一一一、一〇円	八月
一一一、〇〇円	九月
一一一、一〇円	十月
一一一、一〇円	十一月
一一一、一〇円	十二月

## 官報(号外)

四、七九〇円	四三月	六、八六〇円	五九月
四、九一〇円	四四月	七、〇〇〇円	六〇月
五、〇四〇円	四五月	七、一四〇円	六一月
五、一七〇円	四六月	七、二七〇円	六二月
五、三一〇円	四七月	七、四一〇円	六三月
五、四二〇円	四八月	七、五五〇円	六四月
五、五五〇円	四九月	七、六九〇円	六五月
五、六八〇円	五一月	七、八二〇円	六六月
五、八一〇円	五二月	八、一一〇円	六七月
五、九四〇円	五三月	八、一二五〇円	六八月
六、〇七〇円	五四月	八、三九〇円	六九月
六、二〇〇円	五五月	八、五三〇円	七月
六、三三〇円	五六月	八、六七〇円	七月
六、四六〇円	五六月		
六、六〇〇円	五七月		
六、七三〇円	五八月		

一、委員会の決定の理由	要領書	億円で、昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。	二、母子福祉資金の貸付制度については、更にわくの拡大、貸付条件の緩和改善等につき善処すること。	三、現在の母子相談員については、今日までの経験にかんがみ、つとめて常勤化するようその予算の確保に努めること。
本法律案は、母子家庭の福祉を図るため、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対しその生活の安定と向上に必要な措置を講じようとするものであります。母子相談員の身分について別冊のとおり修正を行なつた。	附帯決議	母子福祉法の制定にあたり、政府は、すみやかに次の事項を実施すること。	一、母子福祉法について、その問題が重要なにもかかわらずその内容は十分と認められないでの、雇用を促進し、自営等による自立の助長並びに住宅その他各般の問題につき更に強力な法的措置並びに行政措置を講ずること。	右決議する。
第七条第三項中「この法律」の下に削り、同条に次の二項を加える。	母子相談員は、非常勤とする。	母子相談員の身分について別冊のとおり修正を行なつた。	なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。	
4 母子相談員は、非常勤とする。	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五

母子福祉法案	審査報告書	ただし、第二項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。	一、委員会の決定の理由	一、母子福祉法について、その問題が重要なにもかかわらずその内容は十分と認められないでの、雇用を促進し、自営等による自立の助長並びに住宅その他各般の問題につき更に強力な法的措置並びに行政措置を講ずること。
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。	要領書	附別第一条に次のただし書きを加える。	本法律案は、母子家庭の福祉を図るため、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対しその生活の安定と向上に必要な措置を講じようとするものであります。母子相談員の身分について別冊のとおり修正を行なつた。	右決議する。
昭和三十九年六月九日	社会労働委員長 藤田藤太郎	ただし、第七条第四項ただし書きを添えて、報告する。	母子家庭に対する生活の安定と向上に必要な措置を講じようとするものであります。母子相談員の身分について別冊のとおり修正を行なつた。	
参議院議長重宗雄三殿		附則第四条中「この法律」の下に「(附則第一条ただし書きに係る部分を除く。次条において同じ。)」を加える。	なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。	

第七条第三項中「この法律」の下に削り、同条に次の二項を加える。	母子相談員は、非常勤とする。	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五
4 母子相談員は、非常勤とする。	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五	本法施行のため必要な経費は五



害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

## (特別会計)

## 第十三条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付けを行なうにつけでは、特別会計を設けなければならぬ。

前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金、貸付金の償還金（当該貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ）及び附屬収入をもつてその歳入とし、貸付金及び貸付けに関する事務に要する費用をもつてその歳出とする。

## 3 前項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、前項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済みとなつたものの二分の一に相当する額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならぬ。

## (国の貸付け)

第十四条 国は、都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額に対する割合を乗じて得た金額の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令で定めることにより國に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額  
二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額  
3 第一項の規定による貸付けの手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(政令への委任)  
第十五条 第十条から第十三条までに定めるものほか、貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他貸付金に關して必要な事項は、政令で定める。

(売店等の設置の許可)  
第十六条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

(専売品販売の許可)  
第十七条 日本専売公社は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ専売法（昭和二十四年法律第二百一十一号）の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条による規定に基づく政令で定めるところとおりとする。

(母子福祉施設)  
第二十一条 母子福祉施設の種類は、次のとおりとする。

1 母子福祉センター  
2 母子休養ホーム  
3 母子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対し、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行なう等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止)

第二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(経過規定)

第三条 都道府県は、当分の間、旧法第二条第二項に規定する父母のない児童に対して、第十条の規定

増進されるように特別の配慮をしない。

(母子家庭の母及び児童の雇用に関する協力)

(大都市の特例)

第十九条 母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関及び公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進をするため、相互に協力しなければならない。

(第三章 母子福祉施設)

第二十三条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なるものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に属する規定期定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なるものとする。この場合においては、この法律中都道府県の他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

(施設の種類)

第二十二条 市町村、社会福祉法人その他の者が母子福祉施設を設置する場合には、社会福祉事業法の規定



的、基本理念等に比べて、福祉の措置はあまりにも少なくはない。福祉資金の貸し付け対象に児童の入学支度金を加え、修学資金の貸し付け条件を緩和しないか。母子相談員の待遇を改善して常勤とすべきでないか。母子住宅、母子寮の改善及び母子家庭のための第二種公営住宅の確保。母子家庭の母子の就職促進、家内労働対策、国鉄民衆駅内売店の優先許可等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

母子相談員の修正案が提出されました。すなわち、母子相談員に関する第七条について、第三項から「非常勤」としを削り、

第四項として「母子相談員は、非常勤とする。ただし、第二項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。」を加えること。施行期日次いで、討論には別に発言もなく、紅露委員提出の修正案及び右修正部分を除く原案について、順次採決の結果、いざれも全会一致をもつて可決せられ、よつて本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会は、藤原委員の提案により、全会一致をもつて次の附帯決議を行ないました。

#### 附帯決議

母子福祉法の制定にあたり、政府は、すみやかに次の事項を実施すること、より努力すること。

母子相談員について、は、その問題が重要なにもかかわらず、その内容は十分と認められないの

で、雇用を促進し、自営等による自立の助長並びに住宅その他各般の問題につき、更に強力な法的措置並びに行政措置を講ずること。

二、母子福祉資金の貸付制度については、更に、わくの拡大、貸付条件の緩和改善等につき審議すること。

三、現在の母子相談員については、今日までの経験にかんがみ、つとめて常勤化するよう、その予算の確保に努めること。

右決議する。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたしま

す。

まず、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月四日 地方行政 法律案 委員長 竹中 恒夫

参議院議長重宗雄三殿

審査報告書

地方自治法等の一部を改正する法律案

まず、委員長の報告を求めます。地

方行政委員長竹中恒夫君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと

- 五 国民健康保険を行なうこと。
- 六 保健所及び衛生保護相談所の施設の管理に関する事務で政令で定めるものを行なうこと。
- 七 診療所及び公衆浴場を設置し、及び管理し、その他保健衛生に関する事務を行なうこと。
- 八 街路橋及び道路の照明施設を設置し、及び管理すること。
- 九 公共溝渠を管理すること。
- 十 小売市場を設置し、及び管理すること。
- 十一 産業の振興助成に関する事務を行なうこと。
- 十二 身分証明、印鑑証明及び登録に関する事務を行なうこと。
- 十三 生活保護、身体障害者福祉、精神弱者福祉、行旅病人及び行旅死亡人の取扱い、児童防護並びに老人福祉に関する事務を行なうこと。
- 十四 伝染病予防、トラローム予防及び寄生虫病予防に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。
- 十五 清掃に係る事務を行なうものと、公衆便所及び公衆用ごみ箱の設置し、及び管理し、並びに大通りの美観計画に関する事務を行なうこと。

- 十六 道路を設置し、及び管理すること。
- 十七 土地区画整理事業及び市街地改造事業を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。
- 十八 防災建築街区造成事業及び防災建築街区造成に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。
- 十九 建築基準行政に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。
- 二十 鹿馬を行なうこと。
- 二十一 次項の規定による都の条例により特別区に属する事務

- 第二百八十三条第三項中「第四項」を「次項」に改め、「特別区の議会その他の識経験を有する者等の意見を聞き」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。  
この場合においては、特別区の存する区域をもつて都の区域とみなし、市に関する規定を都に適用する。
- 第二百八十二条の二 特別区の議会の議員の定数は、六十人をもつて都の区域とみなし、市長に關する規定を都知事に適用する。
- 第二百八十二条第一項中「及び前条第二項(同条第四項)を「並びに前条第二項及び第四項(同条第六項)に改め、「特別区の意見を聽いて」を削り、同条第三項中「特別区の存する区域における都の事務の処理との」を「都と特別区及び特別区相互の間の」に改め、「処理についての下に」、その処理の基準を示す等」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 他の法令の市に関する規定中第二百八十二条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十二条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により特別区の区長は、第二項の規定によりその権限に属する保健衛生に関する事務で政令で定めるものを、政令の定めるところにより、都が当該特別区の区域内に設置した保健所の長に委任して行なわせることができる。この場合において、保健所の長がした処分は、不服申立てに關する事務を行なう。
- 自治大臣は、必要があると認めるときは、第二項に規定する条例又は前項に規定する措置について必要な助言又は勧告をすることができる。
- 第二百八十二条の次に次の二条を加える。
- 第二百八十二条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百六号)の一部を次のようにより改正する。

- 第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のようにより改正する。
- 第五十九条 都の特別区の教育委員会の所管に属する学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他教材の取扱いに関する事務は、都の教育委員会が処理する。
- 2 前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされているものについての定めるところにより、当該措置を自治大臣に報告しなければならない。
- 附則第十七条を次のとおりに改める。
- 附則第十七条 削除  
(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)
- 第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理又は都知事及び特別区の区長の権限に属する区の事務の処理又は都知事及び特別区の区長の権限に属する区の事務の処理又は都と特別区及び特別区をもつて都区協議会にて、都と特別区及び特別区の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を開く。
- 第二百八十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見をきかなければならぬ。
- 前二項に定めるもののほか、都区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第二百八十三条に次の二項を加える。
- (都に關する特例)
- 第五十九条を次のように改める。
- 第五十九条(都に關する特例)  
2 前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされているものについての定めるところにより、当該措置を自治大臣に報告しなければならない。

## (公益質屋法の一部改正)

第四条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村」を「市町村(特別区を含む以下之ニ同ジ)」に改める。

## (児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村」を「市町村(特別区を含む以下之ニ同ジ)」に改める。

## (社会福祉事業法の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村」を「市町村(特別区を含む以下之ニ同ジ)」に改める。

## (社会福祉事業法の一部改正)

第七条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び指定都市」を削る。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第八条 精神薄弱者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(特別区を含む)」を削る。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第九条 「トラホーム予防法(大正八年法律第二十七号)」の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び指定都市」を削る。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十条 「寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)」の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市長」を「市長(特別区を含む以下同じ)」に改める。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十二条 「市トス」を「市トス(特別区を含む以下同じ)」に改める。

第一条第一項中「市トス」を「市トス(特別区を含む以下同じ)」に改める。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十三条 「市ノ長」を「市ノ長(特別区を含む以下同じ)」に改める。

第一条第一項中「市ノ長」を「市ノ長(特別区を含む以下同じ)」に改める。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十四条 「市町村」を「市町村(道にあつては、支庁出張所を含む)」に改める。

第一条第一項中「市町村」を「市町村(道にあつては、支庁出張所を含む)」に改める。

## (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十五条 「市町村」を「市町村(道にあつては、支庁出張所を含む)」に改める。

別表		区	分	福祉地区の数
都道府県	その他の区域	地方事務所又は支庁(道にあつては、支庁出張所を含む)の管轄する区域	おおむね人口十万ごとに一	おおむね人口十万ごとに一
特別区	指定都市	(道にあつては、支庁出張所を含む)の管轄する区域	おおむね人口十万ごとに一	おおむね人口十万ごとに一

## (特別区の特例)

第七条の三 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものとし、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合に

次のように改正する。

第十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項中「(都の区の存する区域及び)」を削り、「都の区の存する区域及び」を「特別区及び」に改める。

第十四条 削除 (精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第十六条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第十七条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第十八条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第十九条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十一条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十二条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十三条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十四条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十五条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十六条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十七条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十八条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第二十九条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第三十条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第三十一条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第三十二条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第三十三条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。

第三十四条 第二十一号ただし書中「(都の区の存する区域)」を「(都の区の存する区域)」に改める。



す、次の一般選挙までなお従前の例による。

(地方税法の規定の適用)

かわらず、都がたばこ消費税に係る地方團体の徵収金の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、これを当該特別区に払い込むものとする。

6 都は、特別区たばこ消費税に係る地方團体の徵収金の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、これを当該特別区に払い込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち、地方自治法第三百四十二条の改正規定は、公布の日から施行し昭和三十九年四月一日から適用し、同法第三百六十条の改正規定は、公布の日から施行し、同法第三百八十一項第十五号の改正規定中の法律公布の際現に認が処理している事務に係る部分の規定は、別に法律で定める日から施行する。

(旧東京都制の効力)

2 地方自治法附則第二条ただし書によりなお効力を有する旧東京都制百八十九条から第百九十五条の規定は、

改正後的地方自治法第二百八十一項第十三号から第二十号まで掲げる事務及び二百八十一条の三第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に關しては、その適用はないものとする。(特別区の議員の議員定数の定限に関する経過措置)

3 特別区の議員の定数の定限は、改正後の地方自治法第二百八十二条の二の規定にかかわらず、

協会議は関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができる等を主な内容とするもので、おおむね妥当なものと認めた。

(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議(以下「会議」といふ。)は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する他の部分は昭和四十年度分の地方税から適用し、昭和四十年四月一日前に係る分又は昭和三十九年四月一日以後に係る分から、その他の部分は昭和四十年度分の地

度分までの地方税については、なほ従前の例による。

(経過規定)

5 前三项に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

(附 則)

(審査報告書)

地方行政連絡会議法案

右の法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則)

(審査報告書)

地方行政連絡会議法案



















同項の規定による届出があつたときは、同項の登録があるまでの期間内は、同項に規定する者は、適用しない。ただし、その者が当該精紡機を別表第一第四号に掲げる登録の区分に係る糸以外の糸の製造の用に供したとき、又は当該幅出機を別表第三第二号に掲げる登録の区分に係る生地以外の生地の加工の用に供したときは、この限りでない。

2 旧法第十七条第一項の標識のうち  
精耕機及び織物幅出機に係るも  
のは、第三十八条第一項の標識と  
みなす。

**第八条** この法律の施行前にした行  
為に対する罰則の適用について  
は、なお從前の例による。

織維工業設備に関する重要事項を調査審議することを

二 組成織維中における絹、ビ  
スコース織維及び銅アンモニ  
ア織維以外の織維の混用率が  
一パーセント以下の糸であつ  
て、絹の混用率が十パーセン  
ト以上のもの（第三号イに掲  
げるものを除く。）  
リ 組成織維中における亞麻、  
ちよ麻及び大麻の混用率が十  
パーセント以上の糸（第三号  
ハに掲げるものを除く。）  
ヌ 第四号に規定する糸  
二 次に掲げる糸の製造の用に供  
すべきもの  
イ 組成織維中における毛以外  
の織維の混用率が三パーセン

四 第一号イからリまで、第二号イ及び前号イからハまでに掲げる糸以外の糸の製造の用に供すべきもの

一 別表第一第一号イからリまで、第二号イ及び第三号イからハまでに掲げる糸並びに第四号に規定する糸の製造の用に供すべきもの

二 別表第一第四号に規定する糸の製造の用に供すべきもの

別表第三

し他方国内では、織維工業界に於ける過剰設備の問題においては、去る昭和三十一年に現行の織維工業設置臨時措置法を制定して、過剰設備の消滅をはかったたにもかかわらず、その過剰状態は慢性化し、加えて、現行法の細分化された精効機の登録区分は、最近の複合織維の実体から遊離し、織維工業全体の合理化が著しく阻害される状況になつております。このような事態に対処して、紡績業を中心とした織維工業の体質改善を行ない、企業の自由な創意の發揮できる基盤を造成し、わが国織維工業を今後とも輸出産業として確立するため、現行法に加えて本法案が提案されたものであります。

次に掲げる糸の製造の用に供すべきもの	イ ロ ト	組成織維中における合成織維及び銅アンモニア織維以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸
二 組成織維中における綿の混用率が十パーセント以上の糸	二	組成織維中におけるビスコース織維及び銅アンモニア織維以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸
三 混用率が一パーセント以下の糸	ハ コ 織維以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸	ハ コ 織維及び酢酸織維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成織維又は酢酸織維の混用率が一パーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）
四 混用率が一パーセント以下の糸	ハ コ 織維又は酢酸織維の混用率が三十パーセント以上の糸（ハに掲げるものを除く。）	ハ コ 組成織維中における合成織維又は酢酸織維の混用率が三十パーセント以上の糸（ハに掲げるものを除く。）
五 組成織維中における毛の混用率が十パーセント以上の糸（第二号イ及び第三号ロに掲げるものを除く。）	ホ ヘ ト	組成織維中における毛の混用率が十パーセント以上の糸（第二号イ及び第三号ロに掲げるものを除く。）

イ　組成織維中における綿以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸

ロ　組成織維中における毛以外の織維の混用率が三パーセント以下の糸

ハ　組成織維中における亞麻、ちよ麻及び大麻以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸

二　第一号ニからリまでに掲げる糸

〔前田久吉君登壇、拍手〕  
○前田久吉君　ただいま議題となりました纖維工業設備等臨時措置法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたしました。

御承知のとおり、わが国纖維工業が、取り巻く内外の情勢は、近年著しい変化を示しております。すなわち、諸外国のわが国纖維製品に対する輸入制限強化と、新興諸国の纖維産業発展による競争はますます激化するに

て、現行法は使用の規制であります。が、これを設置の規制に改め、登録を受けなければ設置してはならないとしております。

第三は、登録区分について、合成纖維の発達に伴う複合纖維の急速な増加に対処するため、現行の細分化された登録区分を改めて、精紡機は四区分、幅出機は二区分に統合し、精紡機については純糸の紡出だけを制限し、混紡糸はいずれの区分の精紡機でも自由に引けるようにしております。

昭和三十九年六月十二日 參議院會議錄第二十七号 織維工業設備等臨時措置法案





協力等

## 第六条 関係行政機関の長及び関係

上  
卷

第六条 關係行政機關の長及び關係地方公共団体は、奥地等産業開発道路の整備に關し、その円滑な実施が促進されるよう、であります。かかる限り協力しなければならぬ。

本改正案は、同法第三条の規定によって別に法律で定めることとなつております東北自動車道、中国自動車道及び北陸自動車道の予定路線については、同法別表の基準のとおりとし、九州自動車道については、経過地のうち、日田市付近を削除すること。また、すでに決定を見ております中央自動車道の予定路線については、経過地の静岡県安倍郡井川村付近を諏訪市付近に変更しようとするものであります。

悪く、産業の開発が十分に行なわれていない山周辺地の地域について、産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等を指定、同整備計画の閣議決定、費用に対する国の高率補助等を行なおうとするものであります。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十一、  
日本電信電話公社法の一部を改正する  
法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と  
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。通  
信委員長占部秀男君。

――――――――――――――――――――

【審査報告書は都合により追録に  
掲載】

――――――――――――――――――――

日本電信電話公社法の一部を改正

(投資)  
第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めることにより、公社の委託を受け公衆電気通信業務の一部を行なうことを中心とする目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。  
2 この法律は、昭和四十年三月三十一日限りその効力を失う。

路線変更に關し、學識者、地元關係者等の参考人の出席を求め、また、現地に調査を行なう等、慎重な審議が行なわれたのであります。が、その詳細は會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

たのであります。が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もないので、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

これができる事業の範囲は、政令で定める。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕

質疑を終わり、討論に入りました。  
が、別に発言もなく、採決の結果、本  
法律案は全会一致をもって原案どお  
り可決すべきものと決定いたしまし  
た。

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言を  
なければ、これより採決をいたしま  
す。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

〔上部秀男君登壇、拍手〕

まず、国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案について申し

次に、奥地等産業開発道路整備臨時措置法案について申し上げます。

○副議長(重政席徳君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられまし

年法律第二百五十号) の一部を次の  
ように改正する。

本改正案は、日本電信電話公社が、  
その業務の運営上必要がある場合に

六

第三条の二の次に次の二条を加え  
る。

○副議長(重政庸徳君)　日程第十二、

投資

## 日本電信電話公社法の一部を改正する 法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣

といたします。

の認可を受けて、予算で定めると

は、政令で定める事業の範囲において郵政大臣の認可を受け、かつ、予算の定めるところにより、公社の委託を受け公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業、及び、公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に、投資できるようになります。

通信委員会におきましては、郵政省及び日本電信電話公社各当局に対し、詳細にわたり質疑を行ない、慎重審議をいたしましたが、その質疑のおもなる点を申し上げますと、投資の必要性並びに投資による通信政策への影響、投資し得る事業の範囲、船舶電話の取り扱いを直営としない理由、日本船舶通信株式会社の概要、他機関からの融資によつて処置できないか等等であります。

出席者は左のとおり。

議員	議長	重宗 雄三君	副議長	重政 康徳君
山高しげり君	市川 房枝君			
林 塩君	鬼木 勝利君			
北口 龍徳君	野知 浩之君			
二木 謙吾君	渋谷 邦彦君			
牛田 寛君	大竹平八郎君			
青田源太郎君	鍋島 直紹君			
北條 健八君	青柳 秀夫君			
牛田 寛君	山本 利壽君			
久保委員、日本共産党を代表して須藤 委員より、それぞれ本案に反対、自由民主党を代表して鈴木委員より、本案に賛成する旨の発言があり、討論を終え、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定した次第	山高しげり君	市川 房枝君	副議長 重政 康徳君	議長 重宗 雄三君

○副議長(重政康徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。  
〔賛成者起立〕

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

なければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

白木義一郎君	高瀬莊太郎君	井野 碩哉君	天埜 良吉君	大森 創造君	佐野 廣君
奥 ひめお君	三木與吉郎君	伊平君	川上 炳治君	後藤 義隆君	千葉千代世君
和泉 覚君	村上 義一君	日高 広為君	温水 三郎君	北村 暢君	森 元治郎君
野田 俊作君	木暮武太夫君	中上川アキ君	山崎 斎君	戸叶 武君	大河原一次君
植木 光教君	笠森 順造君	源田 実君	亀井 光君	鈴木 寿君	藤田藤太郎君
久保 勘一君	森田 タマ君	植垣弥一郎君	金丸 錦夫君	伊藤 顯道君	小林 武治君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	西田 信一君	近藤 信一君	戸田 久吉君
源田 実君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	小西 英雄君	松澤 兼人君	森 武治郎君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	伊藤 顯道君	北畠 敦真君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	天坊 裕彦君	近藤 信一君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	谷村 貞治君	中村 順造君	下村 定君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	田中 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	豊田 雅幸君	天坊 裕彦君	加藤シヅエ君	大倉 精一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	竹中 恒夫君	谷村 貞治君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	吉江 勝保君	岩間 正男君
植垣弥一郎君	石谷 竜男君	豊田 雅幸君	竹中 恒夫君	佐多 忠隆君	大和 一君
久保 勘一君	丸茂 重貞君	竹中 恒夫君	竹中 恒夫君	加藤シヅエ君	大和 一君
坪山 德弥君</td					

國務大臣	大藏大臣	田中 角榮君
厚生大臣	小林 武治君	一君
通商產業大臣	古池 信三君	
郵政大臣	大橋 武夫君	
労働大臣	河野 一郎君	
建設大臣	赤澤 正道君	
自治大臣		

参議院会議録第二十六号中正誤

ペジ段行 誤 正  
空三四一五 これに對応す するに對応

昭和三十九年六月十二日 參議院會議錄第二十七号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

**定価 一部十五円**  
(ただし良質紙は二十円  
醸料とも)